

旭川医科大学病院インフォームド・コンセント委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学病院インフォームド・コンセント委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院インフォームド・コンセント委員会規程（令和元年旭医大達第82号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(組織)	(組織)
第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 旭川医科大学病院規程（平成16年旭医大達第84号）第8条の3に定めるインフォームド・コンセントに関する責任者	(1) 旭川医科大学病院規程（平成16年旭医大達第84号）第8条の3に定めるインフォームド・コンセントに関する責任者
(2) <u>看護部長</u>	(2) <u>副病院長（事故防止，安全問題，患者サービス及びボランティア担当）</u>
(3) <u>旭川医科大学病院倫理委員会委員長</u>	(3) <u>臨床倫理担当の副病院長又は病院長補佐</u>
(4) 旭川医科大学病院診療情報管理委員会委員長	(4) 旭川医科大学病院診療情報管理委員会委員長
(5) 内科系の医師のうちから 1名	(5) 内科系の医師のうちから 1名
(6) 外科系の医師のうちから 1名	(6) 外科系の医師のうちから 1名
(7) 副薬剤部長のうちから 1名	(7) 副薬剤部長のうちから 1名
(8) 副看護部長のうちから 1名	(8) 副看護部長のうちから 1名
(9) 専従及び専任リスクマネジャー	(9) 専従及び専任リスクマネジャー

(10) 医療支援課長

(11) その他，病院長が必要と認める者

2 前項第5号から第8号及び11号に掲げる委員は，病院長が委嘱する。

(略)

附 則

この規程は，令和3年8月30日から施行し、改正後の第3条第1項第2号及び第3号の規定は，令和3年7月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年7月1日付け病院組織の改組に伴い，所要の改正を行うものである。

(10) 医療支援課長

(11) その他，病院長が必要と認める者

2 前項第5号から第8号及び11号に掲げる委員は，病院長が委嘱する。

(略)